

## 制度変革期にあるいまこそ、ともに次なる時代への備えを

令和7年度予算の審議がもつれにもつれ、ようやく成立したのも束の間、早速に令和8年度予算編成に向けた議論が各府省庁で始まっています。特に財務省においては、大臣の諮問機関である財政制度等審議会で、早々に社会保障分野における改革案を提言し、給付による一律のコスト増対策や賃上げへの追加措置を求める動きへの警戒感を強めています。

また、厚生労働省においても2040年という新たな時間軸を視野に、人口動態や地域差を踏まえたあるべき体制に係る検討を進めるなど、いままさに制度施策が大きく動こうとしています。

このような変革期にあって、私たち介護事業者が拠り所とする介護報酬は、公定価格という性格からコスト増や賃上げの波に対抗することが出来ず、その力を大きく落としています。

こうした厳しい状況下で私たちがなすべきことは、改めて福祉の担い手として地域(住民)に目を向ける以外にありません。地域(住民)が抱える課題や未来に対して何が必要なのか。その原則に立ち返った事業展開こそが、これからの時代に求められる「答え」に他なりません。その「答え」を守るために何を実践し、何を訴えていくのかが問われています。

その糸口を引き寄せるために、情報の価値はますます高まっています。当社では本誌を通じて、読者の皆さまと情報の核心を共有し、ともに次なる時代への備えを構築したいと考えています。ぜひご一読いただき、ご感想などお寄せいただけましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

## CONTENTS

02

医療・介護の給付費効率化など、メリハリある予算編成を

03

全国を3分類して検討…2040検討会が中間とりまとめを公表

06

新処遇改善加算に係る調査結果を公表、介護職は4.3%の賃上げ

- 訪問介護の減収への対応として、一部加算や補助金の弾力化示す
- 育成就労の基本方針や特定技能の訪問介護従事を閣議決定
- 高齢者向け住まいの論点を整理、養護や軽費の活用促進を検討

COLUMN

「置き去り」となった介護分野の賃上げに、大胆かつ速やかな対応を

## 医療・介護の給付費効率化など、メリハリある予算編成を

### 財務省・財政制度等審議会

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は4月23日、財政制度分科会を開き、持続可能な社会保障制度の構築について課題の整理を行いました。これは、5月に公表される政府への提言「春の建議」のとりまとめに向けたもので、今回も財務省がこれまで掲げてきた厳しい制度改革の方針を堅持した内容になっています。

総論では、「2028年度にかけて歳出改革等の取り組みを継続し、公費節減の効果だけでなく、社会保険負担軽減の効果を積み上げていく」とする歳出水準の考え方のもと、社会保障関係費についてメリハリある予算編成を実施していくことが重要と記載。「更なる給付費の増加は現役世代等の保険料負担の増加に直結する」として、医療・介護の給付費を効率化していく必要があるとしています。

医療・介護業界から強い声が寄せられている物価等にスライドした報酬のあり方については、「コスト抑制の取組余地を残したまま、コストの増分を給付に自動的に反映(スライド)させると、保険料負担など給付を支える負担も増加」「現役世代を中心とする家計や企業の活力を奪いかねない」とし、コストに関係する取組や保険給付範囲の見直しを引き続き行うことで、保険料負担増を可能な限り抑制することが重要であると主張。また、処遇改善については「職場環境の整備や生産性向上等に取り組むことで、賃上げとともに人材の定着を推し進めるべき」とし、あわせて「更なる措置については、一律の対応ではなく、事業者の経営状況等の実態把握を行った上で、介護事業の質の向上に繋がるような適切な在り方を検討すべき」として、賃上げに係る介護報酬上での追加措置への警戒感を示しました。

その上で、あるべき医療・介護分野の理想像として、主なステークホルダー(患者、被保険者、高齢者、医療・介護関係者、保険者、将来世代)に「一定の納得感が得られるものである必要」を指摘。こうした考え方に立ち、介護分野においては▽ICT活用による生産性向上や協働化・大規模化(効率的なサービス提供と安定的な経営)、▽職場環境整備(多様な人材が安心して働き続けられること)、▽保険外サービスの充実(高齢者の多様なニーズに即した保険内・保険外の適切な組合せ)、▽地域社会での介護予防の取組(地域住民の支え合い基盤)などを進めていくべきとしました。

その他、かねてからの主張となっている▽軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への更なる移行や▽利用者負担の更なる見直し(2割負担の範囲の見直し、金融資産・金融所得の勘案)、▽ケアマネジメントの利用者負担の導入、▽多床室の室料負担の更なる見直し等のほか、先だって厚生労働省内で本格的な検討が始まった▽高齢者向け住まい等の報酬体系の見直しや▽訪問看護の適正化、入居者紹介手数料等への対応についても触れられており、骨太の方針等への反映を経て、今後の制度改革や介護報酬改定に繋げたい意向が窺えます。

## 訪問介護の減収への対応として、一部加算や補助金の弾力化示す

### 厚生労働省・介護給付費分科会

厚生労働省は4月14日、社会保障審議会・介護給付費分科会を開催しました。議題は「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査」についてで、そのなかで「訪問介護事業所の収支差率の比較(令和5年度決算)」に触れ、▽地域別にみると、収支差率が「▲5%以上 0%未満」及び「▲5%未満」の割合は「中山間・離島等」でやや高い傾向であること、▽訪問回数別にみると、「801回以上」の区分で「収支差5%以上」の割合が高いこと、▽訪問回数別×地域別にみると、訪問回数の少ない「400回以下」の区分では、都市部は「5%以上」、中山

間・離島等は「▲5%以上0%未満」及び「▲5%未満」の割合が高かったこと等を紹介。また、「訪問介護事業所の介護保険収入の増減(R5.8→R6.8)」で▽訪問回数の増減をみると、全ての地域で対前年度比で5%以上減少(95%未満)している事業所の割合が5割を超えており、減少率の平均値は中山間・離島等が最も大きくなっていたこと、▽訪問1回あたりの単価をみると、全ての地域で単価が増加した事業所の割合の方が多くなっていたこと、また▽職員数の増減をみると、全ての地域で増加していた(平均+2.5人～+3.6人)ことや、▽令和6年8月の介護保険収入の増減をみると、全ての地域で対前年度比5%以上減少(95%未満)している事業所の割合が最も高くなっていたこと等を示しました。

それらの結果から、「中山間地域等、都市部のいずれにおいても、訪問回数が減少しており、小規模事業所を中心に収入減になっている」と分析した上で、その背景として、▽中山間地域等では、高齢者人口の伸びが鈍化・減少傾向であり、地域で暮らす高齢者の心身の状況、家族構成、社会資源の状況など様々な要因が影響していることが考えられること、▽都市部では、高齢者人口の増加に伴い、サービス需要が伸びている中で、新規事業者の参入もあり、利用者が事業者間で分散していることが考えられることを挙げ、その対応として更なる支援策を講じることについて報告しました。

具体的には、▽中山間地域等にかかる加算の取得要件の弾力化、▽令和6年度補正予算で措置した研修体制の構築支援及び協働化・大規模化の取組支援に関する対象経費・対象要件の弾力化や当該補助金の早期執行を行うとしており、あわせて訪問介護事業所の令和6年度決算を踏まえた収支の状況については、令和7年度経営概況調査で把握予定であることを示しました。

動向解説

03

## 全国を3分類して検討…2040 検討会が中間とりまとめを公表

### 厚生労働省

厚生労働省は4月7日に開催した「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会で、これまで行ってきたヒアリング内容や構成員の意見等を踏まえ、介護サービスの提供体制の内容など高齢者施策についての中間とりまとめの案を提示。大筋の了承を受け、4月10日付で公表しました。

ここでは、2040年に向けた課題として、▽人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等が増加すること、▽サービス需要の地域差について、自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供を図ること、▽介護人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築することと整理。それに向けた基本的な考え方として、

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生

の4つを軸とするとともに、介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラであり、人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現していくことを改めて掲げました。

その上で、検討の方向性として、(1)全国をサービス需要変化の地域差に応じて3分類(「中山間・人口減少地域(=サービス維持・確保のための柔軟な対応)」「大都市部(=需要急増を踏まえたサービス基盤整備)」「一般市等(=サービスを過不足なく提供)」)しつつ、(2)人材確保・生産性向上・経営支援等(▽地域における人材確保のプラットフォーム機能の充実等、▽テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上、▽都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築、▽大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連

携(間接業務効率化)の推進)及び(3)地域包括ケアシステム、医療介護連携等(▽地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論(地域医療構想との接続)、▽介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ、▽認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進)を進めていくこととしました。

なかでも、「中山間・人口減少地域」においては「一定のサービスの質の維持を前提として、柔軟な対応を制度の壁に捕らわれずに講じていくことが必要」とし、ICTやテクノロジーの導入、複数の事業所における人材のシェア、地域におけるタスクシフトやタスクシェア等による業務効率化を一層進めていくことと同時に、「例えば、地域の中核的なサービス提供主体に対して、地域に残り続けるとともに、地域の介護事業者の協働化や連携を進めることにより地域におけるサービスを維持・確保していくことなど一定の条件・特別の役割を付した上で、配置基準等の弾力化やこうした取組へのインセンティブの付与等を講じるなど、新たな柔軟化のための枠組みを検討することが考えられる」としたほか、「介護人材や専門職の確保が困難な中、常勤・専従要件や夜勤など、様々な配置基準について弾力化していくことが考えられる。また、在宅サービスの中で例えば、訪問介護と通所介護等における配置基準等をより弾力化してサービス間の連携・柔軟化を図り、双方における人材等の行き来を柔軟化することを検討することも考えられる」等としており、今後の議論が注目されます。

## ▽中間とりまとめを経て、介護保険部会における制度改正議論のスケジュールを提示

同中間とりまとめについて、厚生労働省は4月21日に開かれた社会保障審議会・介護保険部会で報告するとともに、それを踏まえた今後の議論に係るスケジュールを示しました。

事務局が示した資料では、第10期介護保険事業計画に向けて、2040検討会での議論を下敷きに、介護保険部会において今年の冬頃とりまとめを目途に審議を進めていく示唆。令和8年度に所要の制度改正(国会での法案審議を含む)を行い、令和9年度の制度改正の施行へと進むとしています。

なお、介護報酬改定については介護給付費分科会で議論がされるとしており、こちらは例回通りであれば今年度末(令和8年3月頃)からの議論開始となります。

また、介護保険部会と2040検討会の関係性についても整理がされており、今後、同検討会では他の福祉分野との共通課題について議論が行われていくこととなりますが、そこでは▽人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築、▽介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援、▽地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケアなど、テーマごとに回が設定されていく見込みです。これらについては夏頃にとりまとめの後、改めて部会へ報告されることが予定されています。

あわせて、2040検討会の内容に応じ、介護給付費分科会、福祉部会(及び福祉人材確保専門委員会)など関係審議会等においても議論していくとしています。

動向解説

04

## 育成就労の基本方針や特定技能の訪問介護従事を閣議決定

政府

政府は3月11日の閣議で、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について決定しました。

これに先駆けて首相官邸で開かれた「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第21回)」では、同基本方針の最終案を確認。育成就労制度については、「特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野」において、人材育成と人材確保の仕組みを構築することに意義を置くことと記載。分野別運用方針において原則5年ごとの受入れ見込み数(=上限数)を示すことと

し、▽技能水準は終了時点で特定技能1号水準に達することが必要、▽日本語能力水準について就労開始前にA1相当(相当講習でも可)、終了時点でA2相当、▽在留期間は3年、▽家族帯同は原則として不可とされています。また、転籍については制限期間(1~2年)を設け、各受入れ分野において定めることとしています。

あわせて、その他の重要事項では審議の過程で有識者から指摘がされたことを受け、特定技能同様、大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努めることが付記されました。

特定技能の部分では、既存の分野別運用方針の改正が行われており、介護分野では、現行は認められていない特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を認めることが正式に決定されました。厚生労働省の「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、訪問介護に従事する特定技能外国人への①訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修の実施や②一定期間の責任者等同行等による必要な訓練の実施、③丁寧な説明と意向の確認、④ハラスメント防止のための相談窓口の設置等、⑤情報通信機器の活用等必要な環境整備を遵守することが求められることに加え、やはりここでも審議過程における有識者の意見を受けて、「介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験(介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則)等を有する特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させる」ことが書き込まれています。

こうした方針を踏まえ、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月21日にそれぞれの関係基準等を改正、正式解禁されています。

動向解説

審議会レポート

05

## 高齢者向け住まいの論点を整理、養護や軽費の活用促進を検討

### 厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は3月17日、社会保障審議会・介護保険部会を開催しました。議題は、①地域包括ケアシステムにおける高齢者向け住まいについて、②介護情報基盤について。加えて外国人介護人材の訪問系サービスへの従事についての報告がされています。

高齢者向け住まいについては、▽ニーズに合った高齢者住まいの適切な選択のための方策、▽不適切な運営を行う事業者への対応の在り方、▽いわゆる「困り込み」への実効性ある対応についてを論点とするとともに、今後「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を設置し、有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握するとともに、多様なニーズに対応しつつ、運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策等を検討していくことを示しました。

あわせて養護・軽費老人ホームについて、▽今後の住宅セーフティネット法改正を踏まえ、基本方針等に盛り込むべきこと、▽認知度向上や各自治体における活用促進の方策についてを論点として整理。また養護老人ホームについては、市町村における業務の円滑化のため都道府県の役割・支援をどう考えるかについて検討してはどうかとしました。

その他、介護情報基盤については、その活用に向けた介護施設・事業所等における環境整備に係る補助金(約50億円)を今夏にも支給する方針であることを明らかにするとともに、今後の施策推進のスケジュールとして

- ✓ 介護情報基盤との連携を含めた介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村による介護情報基盤へのデータ送信については、令和8年度以降順次開始すること、
- ✓ 介護情報基盤経由での情報共有については、データ送信が完了した市町村から順次開始すること、
- ✓ 介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日については、令和8年度以降とすること、

とする方向で引き続き検討する旨を示しています。

## 新処遇改善加算に係る調査結果を公表、介護職は4.3%の賃上げ

### 厚生労働省・介護事業経営調査委員会

厚生労働省は3月18日に開催した社会保障審議会・介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会で、令和6年度介護従事者処遇状況等調査の結果について公表、議論を行いました。

この調査は、「介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る」ことを目的としたもので、特に今回は令和6年度介護報酬改定によって既存の3加算が「介護職員等処遇改善加算」として一本化されたことを踏まえた内容になっています。

示された調査結果では、介護職員等処遇改善加算(以下、処遇改善加算)を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の基本給等(基本給(月額)+毎月決まって支払われる手当)について、令和5年度と令和6年度を比較すると11,130円の増(+4.6%)、賞与等を含む平均給与額では338,200円となり、前年比で13,960円(+4.3%)となったことを報告。

また、処遇改善加算については95.5%が取得、最も多い区分は最上位のI(45.7%)となっており、特に特別養護老人ホームでは大部分(80.1%)がIを取得している一方、訪問介護(44.5%)や通所介護(36.7%)は低くなっています。

処遇改善加算を取得していない事業所では、「事務作業が煩雑」(39.6%)であることや「利用者負担の発生」(22.4%)、「算定要件を達成できない」(22.1%)等をあげていますが、小規模な事業所を中心に、「届け出に必要な事務を行える職員がいない」(訪問介護で25.8%、通所介護で28.2%)という回答もあり、適切な支援が必要であることが窺えます。

加算額の一部の令和7年度への繰り越し状況については、大部分(80.7%)が全額を令和6年度分の賃金改善に充てていることから、出席した委員からは、来年度のさらなる賃上げ原資の確保を懸念する声があがりました。

賃金改善の方法についてはベースアップ(59.8%)や定期昇給(43.6%)が多くなっていますが、訪問介護や通所介護では賞与等(一時金を含む)による支給が4割近くになっている傾向もみられます。

なお、介護職員の平均給与額の内訳(月給・常勤の者)を見ると、前年度差13,960円のうち、基本給が4,240円、手当が8,330円、一時金(賞与等)が1,390円となっており、賃上げの相当部分が手当てによるものであることがわかりました。

給与等の引き上げの対象者については、「施設・事業所の職員全員」としたところが58.2%と最多。また、介護職員以外には、「看護職員」(51.9%)、「生活相談員・支援相談員」(50.8%)への配分が多くなっていますが、その他にも介護職員以外の職種へ配分したパーセンテージは前回調査より軒並み上がっており、厚生労働省担当者は「柔軟な配分としたことの影響が一定程度見られる」と評価しています。

ほか、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について、職場環境等要件の各区分別に実施率が高いのは以下のようになっています。

- ✓ 入職促進に向けた取組のうち、「法人事業所の経営理念やケア方針などの明確化」が70.5%
- ✓ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援のうち、「研修の受講支援等」が73.9%
- ✓ 両立支援・多様な働き方の推進のうち、「有給休暇が取得しやすい環境の整備」が78.7%
- ✓ 腰痛を含む心身の健康管理のうち、「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等」が81.6%
- ✓ 生産性向上のための業務改善の取組のうち、「業務手順書の作成等」が72.4%、
- ✓ やりがい・働きがいの醸成のうち、「職員の気づきを踏まえたケア内容等の改善」が83.7%

厚生労働省は、同調査結果を3月24日の社会保障審議会・介護給付費分科会に報告しています。

## 「置き去り」となった介護分野の賃上げに、大胆かつ速やかな対応を

テレビ朝日が4月26日に、「介護現場“置き去り”苦悩の声 春闘で他業種は大幅賃上げ」と報じています。今年の春闘でも大幅な賃上げとなっている状況にあって、高齢化社会を支える介護分野が置き去りにされているという指摘で、現場からあがる苦悩の声を取り上げています。

厚生労働省の調査では、令和6年度介護報酬改定により新たに介護職員等処遇改善加算が創設されたことを受けて、同加算を取得している施設・事業所では、介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額(月額)が338,200円、令和5年度と令和6年度を比較すると13,960円(4.3%)の賃上げとなりました。

しかし、同じく厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によれば、昨年の全産業平均と介護職員の給与の格差は月8.3万円であり、他産業で賃上げが進展したことにより、前年の月6.9万円からさらに拡大しています。厚生労働省担当者は、ここに令和6年度補正予算で措置された1人あたり5.4万円相当の一時金(介護人材確保・職場環境改善等事業)が支給されるため、その後の実態把握を行いたいとする意向を示していますが、それで現状が打開されることはないでしょう。

また、留まることを知らない物価高は深刻に経営を圧迫しており、介護事業者が独自に賃上げを行う体力も残されていません。特別養護老人ホーム等を運営するある社会福祉法人では、1拠点あたり年間1千万円を超えるコスト増が発生しており、事業者それぞれがコストカットに取り組んではいるものの、公定価格である介護報酬の「価格転嫁ができない」という性格から、数百万円程度の「重点支援地方交付金(推奨事業メニュー)」だけでは十分な対策を講じるだけの見込みが立たないというのが現実です。

令和6年度介護報酬改定における処遇改善については「2年分を措置し、3年目の対応については(略)処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する」とされています。つまり、国から介護事業者に預けられている賃上げ財源は今年度分まで。「サービス種別ごとに要する平均的な費用を勘案して決定する」とされる介護報酬の改定は3年に1度ですが、その書きぶりから、次期改定を待つことなく、何らかの措置が令和8年度に行われることが想定されます。その展望を拓くべく、各介護関係団体等ですでに様々な動向が出てきている一方、本誌記事でも触れたように財務省からは難色が示されているところですが、厳しい現状を踏まえた大胆かつ速やかな対応が図られることを願ってやみません。

直近の兆候は、6月に策定される「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」で示されることとなります。その行方をしっかりと見守りたいと思います。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社  
老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明  
✉t-amano@simwelman.com

 Satisfaction of Innovative Management  
シム・コンサルティンググループ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858

<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン 